

【参考資料】

○「こども未来戦略」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～  
令和5年12月22日閣議決定

○こども誰でも通園制度（仮称）の創設  
月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度

【実施に向けたスケジュール】

令和5年度～	試行的事業開始 150自治体程度を想定 (県内では名古屋市、大府市、美浜町)
令和7年度	法律上制度化、実施自治体数を拡充
令和8年度	全自治体で実施

○配置基準の改善

年齢	現行の基準	改善後の基準
0歳児	3 : 1 (児童3人につき、保育士1人)	現行のまま
1歳児	6 : 1	5 : 1 (令和7年度以降)
2歳児	6 : 1	現行のまま
3歳児	20 : 1	15 : 1
4・5歳児	30 : 1	25 : 1

保育士等の人員配置について

〔国〕3歳児の配置基準 保育士1人に対する園児数について、1対20から1対15に引き上げる保育所等に対する公定価格上の加算を設けている。

〔県〕1歳児の配置基準 保育士1人に対する園児数について、1対6から1対5に引き上げる保育所等に対する独自の人件費補助を設けている。